

岩国市木造住宅耐震化促進事業耐震診断員派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、岩国市耐震改修促進計画（平成20年3月策定）に基づき、市内に存する木造住宅の耐震診断を行おうとする者に対し、市が耐震診断員を派遣する耐震診断員派遣事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が3以下のものをいう。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者をいう。
- (3) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 耐震診断員 木造住宅の耐震診断に関して十分な知識及び経験を有する者として山口県、建築関係公益法人等が実施する木造住宅耐震診断・改修技術講習会の受講修了者等のうち、建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士をいう。

(実施主体)

第3条 市長は、事業の実施を耐震診断員の登録する団体等（以下「業務受託者」という。）に委託して行うものとする。

(対象者等)

第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、木造住宅の所有者又は特段の事由により所有者が申請することができない場合にあっては市長が適当と認める者で、岩国市に対し納付義務のある市税を滞納していないものとする。

2 事業の対象となる木造住宅は、岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日制定）による木造住宅耐震診断補助事業に係る補助金を受けていないものとする。

3 事業の実施は、同一の木造住宅について1回限りとする。

(申込み)

第5条 事業を受けようとする対象者は、岩国市木造住宅耐震化促進事業耐震診断員派遣申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(申込書の審査等)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、岩国市木造住宅耐震化促進事業耐震診断員派遣決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申し込みをしたもの（以下「診断申込者」という。）に通知す

るものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、不相当と認めるときは、岩国市木造住宅耐震化促進事業耐震診断員を派遣しない旨の通知書（様式第3号）により、診断申込者に通知するものとする。

（建築時期の確認）

第7条 前条の審査に当たっては、次の各号のいずれかにより、申込みのあった木造住宅の建築時期の確認を行うものとする。

- (1) 建築確認済証
- (2) 登記事項証明書
- (3) 固定資産評価証明書等
- (4) 課税台帳（所有者の同意がある場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、建築時期が確認できるものとして、市長が認めるもの（派遣の要請等）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による決定をしたときは、岩国市木造住宅耐震化促進事業耐震診断員派遣依頼書（様式第4号）により、業務受託者に対し耐震診断員の派遣の要請を行うものとする。

- 2 業務受託者は、前項の規定により派遣の要請を受けたときは、遅滞なく耐震診断員を選定し、岩国市木造住宅耐震化促進事業耐震診断員選定通知書（様式第5号）により市長に通知した上で、耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施するものとする。
- 3 業務受託者は、前項の規定により耐震診断を実施する際は、選定した耐震診断員（以下「派遣診断員」という。）に、第6条第1項の規定により決定通知を受けた者（以下「診断対象者」という。）と派遣日等の調整をさせるものとする。
- 4 市長は、派遣診断員について耐震診断員であることを示す岩国市木造住宅耐震化促進事業耐震診断員証（様式第6号。以下「身分証明書」という。）を作成し、業務受託者に交付するものとする。この場合において、業務受託者は、当該派遣診断員に身分証明書を携帯させ、診断対象者等の求めに応じて提示させるものとする。

（耐震診断の実施）

第9条 派遣診断員は、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき耐震診断を実施するものとし、診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅にあっては、1.0以上にするための補強計画を作成するものとする。

- 2 派遣診断員は、前項の規定により耐震診断を実施したときは、次に掲げる報告書等を作成し、業務受託者の検収を受けた後、診断対象者に報告書等を手渡し、内容について説明するものとする。
 - (1) 岩国市木造住宅耐震化促進事業耐震診断報告書（様式第7号）
 - (2) 岩国市木造住宅耐震化促進事業耐震補強計画提案書（様式第8号。耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の場合に限る。）
- 3 派遣診断員は、業務の内容に関して診断対象者等から説明を求められたときは、誠実に対応するものとする。

（事業の完了報告）

第 10 条 業務受託者は、当該年度の業務が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、岩国市木造住宅耐震化促進事業耐震診断員派遣業務完了報告書（様式第 9 号）に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

（事業費の支弁）

第 11 条 市長は、業務受託者に対し事業費を予算の範囲内で支弁するものとし、その額は契約で定めるものとする。

（耐震診断の中止）

第 12 条 診断対象者は、事情により耐震診断を中止するときは、速やかに岩国市木造住宅耐震化促進事業耐震診断員派遣中止届（様式第 10 号）を市長に提出するものとする。

（耐震診断員の派遣の取消し）

第 13 条 市長は、診断対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、耐震診断員の派遣を取り消すことができる。この場合において、岩国市木造住宅耐震化促進事業耐震診断員派遣取消通知書（様式第 11 号）により、診断対象者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申込みその他不正な行為によって耐震診断員の派遣の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。

（診断費用の負担）

第 14 条 市長は、前条の規定により耐震診断員の派遣を取消した場合において、既に診断を実施しているときは、それまでに要した費用の負担を診断対象者に求めることができる。

（守秘義務）

第 15 条 この事業に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 1 日）

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。